

## ChronoIndex(クロノインデックス)サービス利用規約

### 第1条 (適用)

株式会社 cherry-pick (以下「当社」といいます。)は、利用者(事業及び営業として本サービスを利用する個人又は法人をいいます。以下同様。)と本規約に基づき契約(以下「本契約」といいます。)を締結し、次条に規定するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。利用者は、本サービスの利用に本規約が適用されることを承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

### 第2条 (本サービス)

本サービスの内容は、以下のとおりとします。但し、本サービスの内容の詳細を別途定めた場合には、それに従うものとします。

- (1) 利用者が指定する Web サイト (以下「本件サイト」という。) への本サービス関連システム追加による内部 SEO 対策の強化
- (2) 本サービス関連システム導入のためのターゲットキーワードの提案

### 第3条 (契約成立)

- 1 本サービスの利用希望者は、本規約を承認した上で、当社が別途指定する手続に従って利用申込を行うものとし、当社から契約が成立した旨を表示した時点で本契約が成立するものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用申込を行った利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込を承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示する義務を負いません。
  - (1) 当社が、本サービスの提供が困難と判断した場合
  - (2) 申込内容に虚偽、記入漏れ、誤記があった場合
  - (3) 過去に規約違反等により、当社が提供するサービスの利用資格を取り消されたことがある場合またはその関係者であると当社が判断した場合
  - (4) 第14条1項に違反すると認められる場合
  - (5) 事業及び営業にかかわらない個人の私的利用であると認められる場合
  - (6) その他当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合

### 第4条 (利用料金等)

- 1 本サービスの利用料金は、別途当社が定めるとおりとします。
- 2 本契約成立後2ヶ月間の利用料金は無料とします。ただし、過去に本契約を締結したことのある利用者についてはこの限りではありません。

- 3 本契約成立後 2 ヶ月を超え、8 ヶ月未満の間に利用者が本契約を解除した場合には、利用者は 6 ヶ月分の利用料金から支払済みの利用料金を差し引いた残額を、本契約解除の翌月末までに支払うものとします。
- 4 当社は、本サービスを提供した当該月の料金について、翌月 15 日までに請求書を作成し、これを利用者へ送付し、利用者は当該請求書を受領したときには、請求書を受領した日を含む月の翌月末日までに、当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。但し、振込手数料は利用者の負担とします。
- 5 利用者が利用料金の支払を遅滞した場合、利用者は当社に対し、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 5 条（利用者の義務・責任）

- 1 利用者は、本サービスの利用に関し、次の各号に該当する行為を行うことはできません。
  - (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
  - (3) 当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
  - (4) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、思想、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現をする行為
  - (5) 第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
  - (6) 性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、第三者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
  - (7) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
  - (8) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、本サービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、その他当社による本サービスの運営を妨害し、これらに支障を与える行為
  - (9) 本サービスに類似又は競合する事業及びサービスの提供を行うこと。
  - (10) 事業及び営業にかかわらない個人の私的利用。
  - (11) その他、当社が不適切と判断した行為
- 2 利用者又はその代理人、使用人その他の関係者が本規約に違反し、当社に損

害を与えた場合には、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

- 3 利用者は、本サービス利用に際し、当社から ID 及びパスワードの提供を受けた場合、ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）しなければなりません。ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 6 条（当社の義務・責任）

- 1 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するとともに、本サービス遂行の過程で取得した各種データ等を、善良なる管理者の注意をもって管理・保有するものとします。なお、本契約終了後も当社は、本サービス遂行過程で取得した各種データ等を善良なる管理者の注意をもって保持し、当社サービスの改善のために利用できるものとします。
- 2 本サービスに使用する機器及び通信環境等の障害によって、本サービスの一部又は全部に制約が生じた場合、当社は、可及的速やかに当該障害を除去する努力をするものとし、当社の悪意又は重過失に基づく原因以外の場合には、それ以上の義務を負わないものとします。なお、当社が利用者に損害賠償義務を負う場合の損害賠償額は直接かつ現実に生じたものとし、当該損害賠償義務の原因となった本サービスの月額料金を上限とします。

#### 第 7 条（本サービス提供の停止）

- 1 次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供が一定期間停止され、または本サービスの利用に制約が生じることがあります。
  - (1) 当社のサーバ及び電気通信設備の保守（データメンテナンス等も含みます。）又は工事等のためやむを得ない場合
  - (2) 電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
  - (3) サーバ提供者がサーバの提供を中止した場合
  - (4) 利用者が利用料金の支払いを遅滞した場合
  - (5) 利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (6) 利用者が第 6 条第 1 項の行為を行った場合
  - (7) 停電及び通信回線の異常、天変地異などの不可抗力による場合
- 2 当社は、前項第 1 号乃至第 4 号の事由により本サービスを一定期間停止する場合には、利用者に対して事前にその旨ならびに理由及び期間を通知するもの

とします。但し、緊急を要する場合又は事前の通知が不可能ないし著しく困難な場合はこの限りではありません。

- 3 利用者は、第1項の事由に基づく、利用料金の減額及び損害賠償の請求は行わないものとします。

#### 第8条（本契約の期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約成立日から8ヶ月間とします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示がない場合には、同じ条件で期間の定めなく更新されるものとします。
- 2 本契約の更新後、当社及び利用者は、相互に相手方への1ヶ月以上前の通知をもって、本契約を解除することができるものとします。
- 3 前項にかかわらず、本サービスの利用が初めての利用者は、本契約成立後2ヶ月間の期間満了日前に限り、いつでも本契約を解除することができるものとします。
- 4 本契約解除時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで、なお本契約の各条項が適用されます。

#### 第9条（本契約の解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに直ちに本契約の全部又は一部につき、何ら責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、又は解除することができます。
  - (1) 本規約の定めに違反したとき
  - (2) 前号のほか、本契約に違反し、又は債務の全部若しくは一部を履行せず、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正又は履行しないとき
  - (3) 手形又は小切手が不渡りとなり、その他支払不能又は支払停止となったとき
  - (4) 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがあったとき、若しくは租税公課を滞納し滞納処分を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき
  - (6) 資本減少、事業の廃止、休止、変更又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (7) 監督官庁から営業停止又は営業許可若しくは営業登録の取消の処分を受

けたとき

- (8) その他、当社が不適切と判断する事由が生じた場合
- 2 利用者が前項各号の一に該当する場合、利用者は、当社に対するすべての債務（本契約による債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとします。
  - 3 本条に基づく本契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げません。

#### 第10条（本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を合理的な範囲内で変更することができるものとします。
- 2 当社が前項の変更を行う場合、当社は1週間の予告期間をおいて変更後の本規約の内容を利用者に通知するものとし、利用者が当該期間を超えて本サービスを利用した時点で、利用者に変更後の本規約が適用されるものとします。

#### 第11条（通知方法）

- 1 当社から利用者に対する通知は、本規約に特に定めのない限り、利用者が予め指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行うものとします。
- 2 当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合において、当該通知は到達したものとみなし、通知の不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第12条（秘密保持）

- 1 当社及び利用者は、本契約締結の事実及び内容ならびに本契約の履行及び締結までの交渉等を通じて知り得た相手方の営業秘密（相手方が秘密である旨を示したものに限り、以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後2年間、相手方の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の目的以外に利用してはなりません。但し、法令に基づく開示義務に従い、公的機関からの開示の請求に応じる場合は、相手方にその旨を通知したうえで、当該情報を開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次に掲げる情報は秘密情報に含まないものとします。
  - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示の時点で公知の情報
  - (3) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (4) 相手方から開示された情報によらず、被開示者が独自に開発した情報

- 3 当社及び利用者は、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、役員及び従業員に開示することができるほか、弁護士又は税理士などの職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができるものとします。但し、第三者に情報を開示する当事者は、第三者に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負うものとします。

#### 第13条（契約上の地位の譲渡・承継）

- 1 利用者は、本契約上の地位、権利、義務を当社の事前の承諾なしに第三者に譲渡、担保提供、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合（会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む、以下同じ。）には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者情報及び第6条1項記載の情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者にかかる譲渡につき予め同意したものとします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
    - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係。
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係。
  - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）、自らの特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社、ならびに関係会社及びその役員をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
  - (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

- ア 暴力的な要求行為。
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
  - オ その他前各号に準ずる行為。
- 2 当社又は利用者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
- ア 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合。
  - イ 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合。
  - ウ 前項(5)の確約に反した行為をした場合。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

#### 第15条（保証の否認及び免責）

- 1 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、価値、正確性、有用性を有すること、利用者による本サービスの利用が利用者に適用のある法令または各種規則等に適合すること及び不具合が生じないことについて何ら保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービス利用に関し利用者相互または利用者と第三者との間で紛争が生じたとしても、一切責任を負いません。

#### 第16条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

#### 第17条（利用者情報の取扱い）

- 1 当社による利用者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシー (<http://www.cherrypick.jp/company/policy.php>) に定めるものとし、利用者はこのプライバシーポリシーに従い、当社が利用者情報を取扱うことについて

同意するものとします。

- 2 当社は、利用者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の判断で利用、公開することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。

#### 第 18 条（協議事項）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

#### 第 19 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、他の条項及び一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して効力を有するものとします。

#### 第 20 条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約及び本契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約または本契約に起因するもの、その他関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、利用者はこれに同意するものとします。

【平成 29 年 2 月 26 日制定】